

令和 5 年 2 月

水 産 庁

漁業経営改善制度（経営改善漁業者制度）の見直し案について

1. 制度をめぐる状況

経営改善計画の新規認定数が増えておらず、直近 5 年間は低い水準で横ばい傾向。平成 29 年度から経営改善計画の目標類型に、従来の「一般型」に加えて、「地域連携型」と「新規就業型」を追加したが、結果として、経営改善に取り組む漁業者の広がりは限定的であった。

経営改善計画の目標達成状況については、令和 2 年度までの直近 5 年間は、約 7 割で推移していたが、令和 3 年度は約 3 割に低下している。

2. 「改善指針」に係る見直し案（別紙 1）

（1）経営改善計画に係る指標（定量的な目標）について

水産基本計画の方針に合致する新たな分野への漁業者のチャレンジを促進する観点から、「一般型」において、以下のいずれかの事項に取り組みつつ経営改善を進めようとするものについては、計画期間（5 年間）での減価償却前利益等の伸び率に係る基準値を 5 % 以上とすることとする。

- ① 新規事業の実施
- ② 新たな技術・手法の導入
- ③ 新たな資源管理の実施
- ④ 環境に配慮した事業活動の実施
- ⑤ 新たな販売手法の導入・販路の開拓
- ⑥ 組織再編又は他の事業者との連携強化

（2）その他

対象漁業者を、漁業法第 124 条の「資源管理協定」に基づく自主的な資源管理に取り組む漁業者等とする（注：現行の改善指針では、国又は都道府県が作成する資源管理指針に基づく資源管理計画の作成及び確実な実施に取り組む者とされている。）。

3. スケジュール（案）

令和 5 年 1 月～ 改善指針の改正案に係るパブリックコメント手続き

令和 5 年 2 月 水産政策審議会企画部会（改善指針の改正案の諮問・答申）

令和 5 年 4 月 改正改善指針及び運用通知の施行

令和 4 年 8 月 25 日の水産政策審議会企画部会で説明した見直しの方向性

○現状及び新たな水産基本計画に定められた水産施策の基本的な方針を踏まえ、漁業者に新たな分野へのチャレンジを促進できるよう制度（改善指針）の見直しを行うこととする。

- ・ 海洋環境の変化も踏まえた新たな水産資源管理の着実な実施
- ・ スマート水産技術の開発・現場実装等による漁船漁業の成長産業化
- ・ ICT等を活用した生産性の向上、輸出の拡大等による養殖業の成長産業化
- ・ 海業の振興等による漁村の活性化の推進

等



具体的な見直し内容（案）

「一般型」において、水産基本計画の方針に合致し、かつ、チャレンジ性が高いと認められる取組（下表）のいずれかを行いつつ経営改善を進めようとするものについては、計画期間（5年間）での減価償却前利益等の伸び率に係る基準値を5%以上とすることとする。

対象とする取組	具体的な取組例
新規事業の実施	海業への新規取組、他の漁業種類への着手・転換、多目的漁船の導入
新たな技術・手法の導入	スマート水産技術の導入、生産履歴のデジタル化
新たな資源管理の実施	TAC魚種の拡大／IQ管理の導入への対応
環境に配慮した事業活動の実施	人工種苗や配合飼料への転換、水産エコラベル認証の取得、海洋ごみの持ち帰り処分
新たな販売手法の導入・販路の開拓	輸出、ネット直販、販売先の分散化
組織再編又は他の事業者との連携強化	合併、事業譲渡、分社化、事業承継、作業の共同化、他事業体との連携

令和 4 年 8 月
水 産 庁

漁業経営改善制度（経営改善漁業者制度）の見直しについて

1. 制度の趣旨

本制度は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「漁特法」という。）に基づき、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者に対し、漁業経営の改善に必要な資金融通の円滑化等の支援措置を図る制度。

2. 制度の概要

【改善計画】

- （１）作 成 者：漁業者、漁業協同組合等が作成（漁特法第４条第１項）
- （２）認 定 者：農林水産大臣：かつお・まぐろ漁業（総トン数120トン以上）、遠洋底びき網漁業に係るもの、２以上の都道府県の区域を地区とする漁協に係るもの等
都道府県知事：上記以外のもの
- （３）認定基準：農林水産大臣が定める「漁業経営の改善に関する指針」（改善指針）（漁特法第３条第１項）に照らし適切なものか、漁業経営の改善を確実に遂行するために適切なものか（漁特法第４条第３項）
- （４）認定のメリット措置：経営改善漁業者（認定漁業者）向け制度資金（漁業経営改善支援資金等）の融通、補助事業による支援（利子助成による制度資金の無利子化）等

【改善指針】

改善指針の内容：＜経営改善の内容の例示＞

漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化など
＜経営改善の実施方法＞

定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施（具体的な経営向上の目標については、次に掲げる改善計画の三類型に応じ、それぞれに定める指標を用いて設定）

【一 般 型】：計画期間（５年）で減価償却前利益、付加生産額、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額の伸び率が基準値（当初15%）以上

【地域連携型】：計画期間（３年以上５年以内）で減価償却前利益の伸び率が浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上

【新規就業者型】：計画期間（５年）終了時における減価償却前利益が地域における同一の漁業種類の平均値以上

(注：減価償却前利益とは、営業利益及び減価償却費の合計額をいう。付加生産額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。)

3. 制度の活用状況（令和2年度末現在）

（1）経営改善漁業者数：423人

（2）漁業経営体に占める割合：0.6%（423/69,560経営体）

4. 改善指針の見直し

改善指針は、水産業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている（改善指針五）。

前回の見直しは、平成29年4月に行われているところ、新たな水産基本計画に定められた基本的な方針等を踏まえ、下記5のスケジュールにより、改善指針の見直しを行うこととする。

5. 今後のスケジュール（案）

令和4年8月	水産政策審議会企画部会（見直しの方向性の説明）
令和4年12月頃	水産政策審議会企画部会（検討状況の報告）
令和5年2月頃	水産政策審議会企画部会（改善指針の変更案に係る諮問）
令和5年4月	改正改善指針 施行